

京からやさしい環境づくり

■ 人と水とみどりの共生 ■



目次

1. はじめに	2
2. 基本理念	3
3. 京都府広域緑地計画の位置づけ	4
4. 基本方針	6
5. 実現に向けて	12
6. 緑の配置方針	32

1 はじめに

21世紀、私たちは希望に満ちた未来に向け、新たな一步を踏み出そうとしています。

しかし、地球温暖化等地球規模で進む環境の変化、急速に進む少子化や高齢化、阪神・淡路大震災で明らかになった都市の脆弱さ、子供達の犯罪の増加等、私たちを取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。

そして、私たちの日頃の暮らしの中でも、労働時間の短縮、ライフスタイルや価値観の変化に伴って、余暇には、自然と親しみ、家族や友人とゆったりと過ごしたいというニーズがかつてなく高まっています。また、豊かな生物をはぐくみ、季節ごとに表情を変える自然とのふれあいは、次代を担う子供達の優しい心をはぐくむ上で大変重要と考えられるようになってきました。

これらの潮流に対して、京都がこれまでの長い歴史の中で培い、引き継いできた豊かな水と緑の環境を大切に保全するとともに、安全でうるおいのある生活環境を創出することが急務となっています。

京都府広域緑地計画は、私たちが21世紀初頭に向けて、水と緑の環境を保全・創出していくための指針として、基本的な方向と、その実現に向けて実施すべき施策内容を明らかにするものです。

京都府は、関係市町村と連携を図りながら、人と水と緑が共生し、府民一人ひとりが真の豊かさを実感できるまちづくりを目指します。



天橋立

2 基本理念



舞鶴湾

- 京都府は、古くから我が国の中心地として発展してきましたが、今なお森林と農地が府域の土地利用の大半を占め、緑に恵まれた風土を形成しています。この緑の多くは、人との関わりの長い歴史の中で、良好な質を維持し続けるとともに、京都らしい緑の文化を生み出してきました。
- 豊かな物語が刻まれた丹後地域の美しく厳しい海岸風景、丹波盆地ののびやかな田園風景、美山等の山里に展開するかやぶき屋根の農村風景、風致の極致といえる北山杉の美林、るり渓や保津峡等の深山と渓谷美、古都の風格ある庭園や社寺林、南山城の明るい茶畑や梅林といった文化の香る緑の存在は、京都の環境を特徴づけ、全国や世界の国々からも評価され注目されています。
- 一方、南北に細長い府域を貫流する淀川・由良川水系の川は、生きとし生けるものすべてのいのちの源として、また、源流・上流域から下流域までの人々の暮らしを支え、人々の生活文化をはぐくむ礎として大きな役割を果たしてきました。これらの川と豊かな恵みをもたらす丹後の海も加えた京都府の水の環境も、緑と同様に、人との関わりの中で文化に彩られた存在となっています。
- このように、京都府の風土と文化は、これまで営々と続けられてきた、人と水と緑との共生関係の中で築かれてきました。しかし近年では、近代的な都市生活が地域のすみずみまで浸透していく中で、私たちの暮らしから自然の水環境や緑とのふれあいが薄れたり、都市化の進展等により水と緑の環境が悪化する等、徐々に人と水と緑の共生関係が崩れつつあります。
- 1997年12月、地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」が採択され、地球と人類の未来にとって歴史的な一歩が踏み出されました。地球環境を守るために、私たちは、勇気をもってライフスタイルを見直し、自然とともに在った先人達の知恵や工夫に学び、あらためて人と水と緑の共生関係の構築を目指した取組を続ける必要があります。
- 京都府の将来の根幹的な緑のあり方を定める広域緑地計画においては、人と水と緑の共生できる優しい環境が、京都から広がることを期待して、「京からやさしい環境づくり～人と水とみどりの共生～」を計画のテーマとして定め、計画の展開を図ります。

3 京都府広域緑地計画の役割と位置づけ

由良川、桂川、宇治川、木津川等の河川を軸に広がる山河の「みどり」、地域の豊かな歴史・文化を育む「みどり」など、京都府にはいろいろな「みどり」が存在します。

これらの「みどり」については、住民に最も身近な市町村が主体となり、身近な視点から「わがまちの緑」のあり方を明らかにする「緑の基本計画」の策定が進められています。一方、京都府が策定する「広域緑地計画」は、一の市町村の範囲を超えた広域的な視点から府域全体の緑の保全・創出の方向を示すマスタープランとして位置づけられるものです。

「人と水とみどりの共生」を目指し、緑豊かでうるおいのあるまちづくりを実現するためには、市町村の個性を活かした「緑の基本計画」と、この「広域緑地計画」を車の両輪として、各市町村と京都府が共に連携・協力して施策の展開を図ることが重要です。同時に、これらの計画推進を図る上では、環境や「みどり」に対する府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠なものと考えます。



◆ランドサットから見た京都のみどり

4 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っています。

京都府広域緑地計画では、このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい個性ある風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、京都府が今日的課題として抱えている地球環境問題、少子化・高齢化への対応といった視点も踏まえ、次の5つの基本方針に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいのあるまちづくりを目指します。

- ◆ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ◆ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ◆ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ◆ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ◆ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

4-1 ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出



亀岡総合運動公園：亀岡市

日頃の散策や体力づくり、週末等のスポーツ活動やレクリエーション、自然や歴史とのふれあい、さらに、キャンプやハイキング等、心身をリフレッシュする余暇活動に対するニーズが次第に高まっています。また、豊かな生物をはぐくみ、四季それぞれに変化する水とみどりとのふれあいは、次代を担う子供達の感性を磨き、豊かな心をはぐくむ上で重要であり、これらの自然に親しむ活動もますます盛んになるものと考えられます。



三段池公園：福知山市

このため、高齢者や障害者、幼児等の利用にも充分配慮し、日頃から健康活動やレクリエーション活動を行うことのできる身近なみどりの空間や、週末等にスポーツ活動を行ったり、自然と親しむことのできるみどりの拠点、リゾート施設やキャンプ場、自然公園、自然歩道等広域的なレクリエーション拠点の整備を進めます。

計画の視点

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくります。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進めます。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備します。
- 滞在型の保養やオートキャンプ等、広域的なレクリエーション活動に対応する、リゾート地域や都市近郊のレクリエーションゾーンの形成を進めます。
- 自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図るとともに、園地等利用拠点の整備を進めます。
- 近畿自然歩道等の自然歩道や自転車道のネットワークを形成します。



日置ふれあい公園（仮称）：宮津市



大内みずべ公園：久御山町

4-2 やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

水やみどりは、目への優しさ、水の流れや小枝のそよぎのゆったりとした時間感覚、四季の変化、自然の美しさ、空間の広がりとのびやかさ等、生活環境の都市化の中で失われつつある、やすらぎとうるおいをもたらす重要な存在です。

このような水とみどりの特性を活かすため、森林や市街地周辺の里山等のみどりの景観、河川や海岸等の水辺の景観、農村や漁村等の郷土景観等、水とみどりの景観の保全を進めます。また、市街地においても、公園や水辺の整備、道路や学校等の緑化を進めるほか、民有地の緑化を進め、みどり豊かな景観づくりを進めます。



千枚田：伊根町



茅葺き集落：美山町

計画の視点



山手幹線：京田辺市



京都市山科区

- うるおいのある風景を形成する森林や河川、海岸等、水とみどりの自然景観を保全します。
- 市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全します。
- 鎮守の森や名木、巨樹等等、都市のランドマークとなるみどりを保全します。
- 都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成します。
- 公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成します。

4-3 いきものを守り育てるみどりの保全と創出



太江山連峰

現代の私たちの生活は、経済性、利便性を追い求めるあまり、自然との共生関係を失いつつあり、地球温暖化、環境汚染、種の喪失等、様々な環境問題が起きています。私たちが、次の世代に良好な自然環境を残していくためには、人と自然の共生のあり方を模索し、動植物の生育環境の保全に配慮した地域づくりに取り組んでいく必要があります。



るり溪：園部町

このため、CO₂を吸収し、いのちの源である水を涵養するみどりを守り、貴重な原生林や野生生物の生息地等の保全を進めます。また、多様ないきものをはぐくむ水辺や里山等の水とみどりの保全に努めるとともに、都市部にあっては、自然の回復に役立つみどりの拠点づくり、野鳥や昆虫、水辺のいきものとふれあえる拠点づくり等を積極的に進めます。

計画の視点

- 京都の水とみどりの骨格となる森林、河川、海岸等、多様な自然環境の保全を図ります。
- 源流域のブナ林等希少植物の自生地、猛禽類・大型哺乳類等の生息地等、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- 市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全します。
- 市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出します。
- 森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成します。



若狭湾国定公園



けいはんな記念公園：精華町

4-4 くらしを守るみどりの保全と創出

阪神・淡路大震災では、亀裂の入った崖の崩壊を防いだ山林、建物の倒壊を支えた庭木、火災の延焼を防いだ街路樹、避難地となった公園やグラウンド等、みどりとオープンスペースが多様な役割を果たしました。そして、あらためて、みどりは、安全で安心できるまちづくりに欠かすことができない存在であることが再認識されました。

今後も、街路樹等災害の防止に資するみどりや、災害時の避難地、避難路、支援活動の拠点となるオープンスペースの保全・創出とネットワーク化を図るとともに、斜面の崩壊防止や海岸部の防風・防砂等の自然災害防止に資するみどりの保全・創出を進めます。

また、みどりはCO₂の吸収や蒸散作用等による都市気象の緩和や、騒音、振動を緩和する機能を有しており、これらの都市環境を保全するみどりや都市公害を緩和するみどりの保全・創出を進めます。



石屋川公園（震災時）：神戸市



御旅公園（震災時）：神戸市

計画の視点



ソーラーシステム
山城総合運動公園：宇治市



志水防災広場：八幡市

- 地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備します。
- 公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進めます。
- 市街地、集落周辺の急斜面の樹林地や、海岸部の防風・防砂に資するみどりの保全を図ります。
- 市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全します。
- 工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進めます。

4-5 京都らしさを感じるみどりの保全と創出



天橋立公園：宮津市

日本海沿岸の海岸風景、由良川、桂川、宇治川、木津川の悠久の流れ、丹波地域の田園風景、北山杉の美林、るり溪や保津峡の溪谷、古都の風格ある庭園や社寺林、南山城の茶畑や梅林等、京都の水とみどりは、人との関わりの長い歴史の中で、様々な風景をつくり、文化を生み出してきました。この水とみどりの織りなす風景は、京都らしい景観として、府民の原風景となるとともに、京都を訪れる観光客にも、日本文化の美を意識させる重要な役割を果たしています。



茶畑：宇治田原町

このような、古くから、人と自然の共生関係で培われた、京都の水とみどりの風景を保全するとともに、関西文化学術研究都市等の新しい都市にあっても、京都らしい水とみどりの風景づくり、京都のみどりの文化の醸成に資するみどりづくりを推進し、府民はもとより、全国や世界からの来訪者にも、京都らしい水とみどりの個性を提供していきます。

計画の視点

- 世界遺産、指定・登録登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全します。
- 白砂青松の海岸、溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全します。
- 美林、棚田、竹林、梅林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全します。
- 峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備します。
- 新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出します。



松花堂公園：八幡市



福知山城公園：福知山市

5 実現に向けて

人と自然が共生できる、安全で快適な環境を保全・創出し、さらに次の世代に引き継いでいくためには、豊かな自然環境や風景を保全し、公園や水辺等の水とみどりの空間の整備を進め、街路樹や生け垣等、まち全体のみどりを増やすとともに、それぞれの水とみどりの連携を進めることが必要です。そして、計画の実現に当たっては、行政だけでなく、府民の主体的な参加が不可欠です。

前章の「基本方針」では、様々な角度からのみどりの必要性から、緑に関する計画の視点を述べてきました。

本章では、その実現に向け、

- 「つくる」都市公園や水辺の整備を促進する
- 「まもる」自然環境、自然景観を保全する
- 「ふやす」都市の緑化を推進する
- 「つなぐ」水と緑のネットワークを形成する

の4つの方向から、府民と行政が手を携えた人と水とみどりの共生できる環境づくりの目指すべき方向を示していきます。

つくる

: 公園や水辺の整備を進めます



まもる

: 良好な水とみどりの景観や自然環境を保全します



ふやす

: 公共施設や民有地の緑化により、まちのみどりを増やします



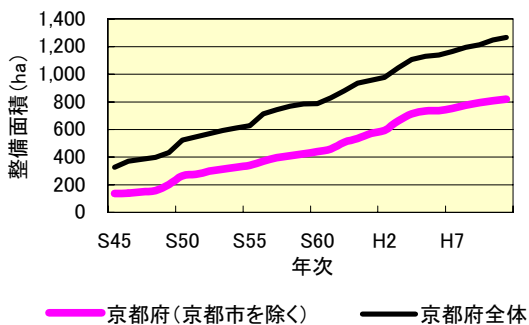
つなぐ

: 水とみどりを連続的に結びつけ、ネットワーク化を図ります

5-1 つくる

(1) 現状

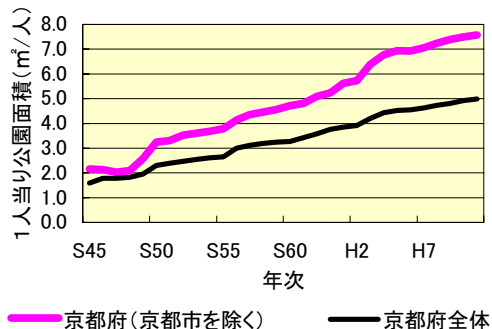
図-1 都市公園等整備面積の推移



公園整備の推移 (図-1)

- 京都府の公園は、国の第一次公園整備五箇年計画がスタートした昭和47年には、400ha足らずでしたが、平成11年度末現在では1,264haまで整備が進み、ここ30年間で3倍以上になっています。特に京都府域(京都市を除く)の公園の整備は、この30年間で150ha足らずから820haへと約5.5倍となっています。

図-2 都市公園等整備水準の推移



公園の整備水準 (図-2・表-1)

- 京都府域(京都市を除く)の都市公園等の整備水準は、平成11年度末現在、1人当たり公園面積が7.6m²/人で、全国平均とほぼ同じ水準にあります。しかし、京都市を含めた整備水準は5.1m²/人であり、大都市部で公園が不足していることがわかります。
- また、海外の主要都市の公園整備状況と比べれば、わが国の公園整備水準は、まだまだ低いことがわかります。(表-2)

表-1
近畿圏における都市公園整備水準
(平成11年度末 単位：m²/人)

都道府県	公園面積
京都府(京都市を除く)	7.6
大阪府(大阪市を除く)	5.3
兵庫県(神戸市を除く)	7.3
滋賀県	7.0
奈良県	10.1
和歌山県	5.4
全国平均	7.9

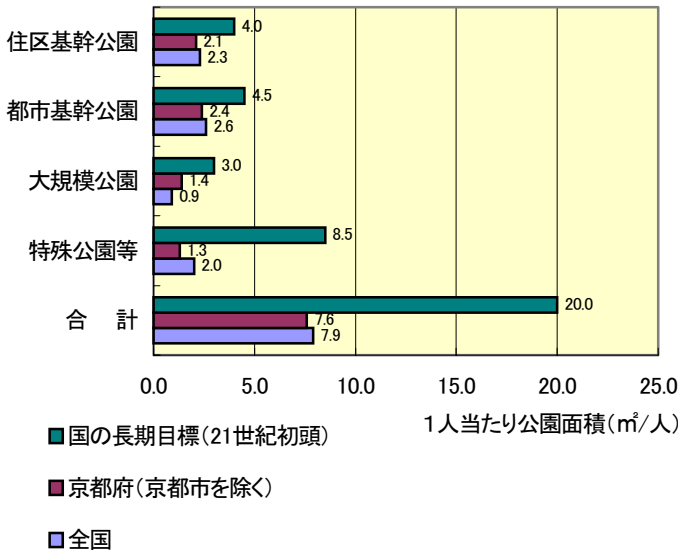
政令指定都市	公園面積
京都市	3.1
大阪市	3.4
神戸市	16.3
政令都市平均	5.8

表-2
海外主要都市における都市公園整備水準
(建設省調べ 単位：m²/人)

都市名	公園面積	調査年度
ニューヨーク	29.3	H9
ロンドン	26.9	H9
パリ	11.8	H6
ベルリン	27.4	H7
バンクーバー	26.5	H5
マドリッド	14.0	H6
リスボン	31.2	H3
キャンベラ	77.9	H5

5-1 つくる

都市公園整備の現状(平成11年度末)



公園種別毎の整備状況

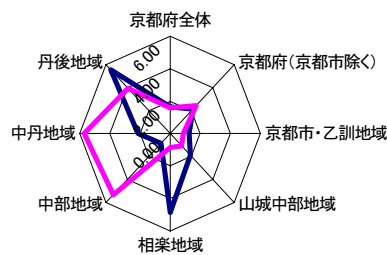
- 都市公園は、大きく“住区基幹公園”“都市基幹公園”“大規模公園”“特殊公園等”の四つの種別に区分されます。
- “住区基幹公園”は、日常的で身近な利用に対応した比較的小規模の公園で、街区内の居住者の利用に供する「街区公園」、近隣の居住者の利用に供する「近隣公園」、徒歩圏内の居住者の利用に供する「地区公園」があります。
- “都市基幹公園”とは、主として一つの都市全体を単位として設けられる比較的スケールの大きな公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する「総合公園」と、主にスポーツ利用に供する「運動公園」があります。
- 京都府における都市公園整備状況は、公園種別から見ても全国の平均的な水準にありますが、国の長期目標からは、合計で3倍近い隔りがあります。

※国の長期目標(21世紀初頭)は「都市計画中央審議会答申：平成7年7月」による
※公園種別については巻末参照

地域別公園整備状況(地域区分についてはP32参照)

- 地域別の整備状況からは、京都市・乙訓地域、山城中部地域など早くから高密度な土地利用の進んだ地域で、住区基幹公園・都市基幹公園ともに不足していることがわかります。
- 相楽地域では、学研都市をはじめとする大規模な市街地整備が行われた結果、住区基幹公園の整備水準が特に高くなっていますが、都市の「顔」ともなる中規模クラスの都市基幹公園の整備が遅れていることから、今後の整備課題の一つとして捉える必要があります。
- 中部以北の地域では、丹後地域で全体的に高い整備水準となっている以外は、中部地域・中丹地域ともに都市基幹公園の整備が先行した状態にあります。
- また、都市基幹公園では、総合公園・運動公園ともに中部以北の地域で比較的整備が進んでおり、中部・中丹の両地域では総合公園の整備水準が特に高いものとなっています。
- 京都市・乙訓地域以南の地域では総合公園・運動公園ともに不足した状態となっていますが、特に相楽地域では、現在のところ運動公園は未整備の状態にあり、今後、バランスの取れた公園整備が必要と考えられます。

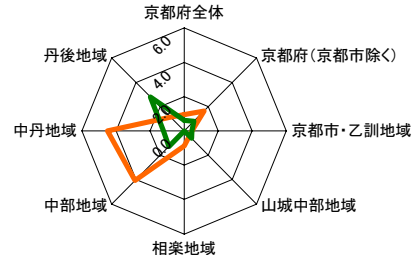
地域別公園整備状況 単位: m²/人



— 住区基幹公園 — 都市基幹公園

- 住区基幹公園整備の長期目標：4.0 m²/人
- 都市基幹公園整備の長期目標：4.5 m²/人

地域別公園整備状況: 都市基幹公園



— 総合公園 — 運動公園

5-1 つくる

(2) 計画の方向

- ◆ 京都府には、身近なみどりとして、都市公園等のみどり、自然公園等のみどり、また、社寺等の歴史文化あふれるみどりが多く残っていますが、これから私たちの未来において、やすらぎとうるおいを与えるみどりの量としては十分とは言えず、引き続き都市公園等のみどりの創出を進めます。
- ◆ 近年、私たちの生活においては、快適な都市環境の形成、レクリエーションの場の確保、安全なまちづくり等に大きな関心が寄せられています。今後、これらの観点に配慮し、周辺の自然環境と有機的に連続させながら、公園や水辺等、水とみどりの拠点の体系的な整備を進めます。
- ◆ これらの拠点の整備においては、高齢者や障害者、幼児等、だれにも安心して利用できる、ユニバーサルデザインの視点に配慮するとともに、地域の歴史や風土、植生等、既存の資源の十分な活用を図ります。



淀川河川公園背割堤地区：八幡市

身近な公園と水辺の空間をつくります

- 日常的に歩いていける範囲の身近な場所に公園や水辺空間等、水とみどりの拠点の整備を進めます。また、これらのオープンスペースを活用し、様々ないきもの生息空間を創出します。
- 様々な事業・手法の活用により、身近な公園の整備を進めます。
- 近隣公園、地区公園等の一定規模の公園整備に当たっては、地域防災計画との整合を図りながら、一次避難地となる防災施設の整備を進めます。
- 中心市街地においては、人が集い、まちのにぎやかさを演出する広場等の整備により、市街地の活性化を図ります。



けいはんな記念公園：精華町

まちに水とみどりの核をつくります

- 各年齢層が手軽に楽しめる健康運動、スポーツレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園や総合公園の整備を進めます。
- 都市内の河川やため池等の水辺の自然環境の保全を図りつつ、自然と親しめる空間として整備を進めます。また、豊かな自然環境を活用した体験学習施設や自然生態園、野鳥観察施設等、自然に親しむ拠点の整備を進めます。
- 市街地周辺では、広域避難地となる防災公園の整備を進めるほか、既設の公園についても防災機能の向上を図ります。
- 高齢者や障害者のレクリエーション活動や子供達との交流が積極的に図られるよう、高齢者福祉施設等と一体となった公園施設の整備を進めます。
- 流入人口が増加している地域においては、新旧住民や新住民同士の交流等、地域コミュニティの振興につながる交流拠点の整備を進めます。
- 地域の歴史を特徴づける遺跡や城跡、洋館、近代化を支えた産業の跡地、里山等の歴史風土等を活用した特色ある公園整備を進めます。
- 都市計画区域外の町村における生活環境の向上や都市との交流による活性化等、魅力ある地域づくりに資するカントリーパークの整備を推進します。



鴻巣山運動公園：城陽市

広域的な水とみどりの拠点をつくります

- 滞在型の保養やオートキャンプ、自然とのふれあい等広域的なレクリエーションニーズに対応するリゾート型の都市公園や都市近郊のレクリエーション拠点の整備を進めます。
- 淀川上流の桂川・木津川・宇治川や、由良川等、京都の骨格となる河川環境の保全と活用により、広域的な水とみどりの拠点を整備します。
- 京都府の北部・中部・南部の各地方生活圏を圏域とした総合的な運動施設と広域的な防災機能の配置を図ります。

5-1 つくる

(3) 今後の展開



梅小路公園：京都市

- ◆ みんなが楽しく利用できる公園づくりを進めるためには、国、京都府、市町村それぞれの事業主体が、さまざまな整備を展開することが重要です。また、利用者の視点を反映するなど、それぞれが役割を分担して整備を進める必要があります。
- ◆ 広域的な利用に供する国営・府立公園の整備を、地域バランスを考慮して進めます。また、大会利用に供する運動公園や競技場等については、府と市町村の協力により既存施設の相互利用を推進するとともに、地方生活圏や人口集中度を考慮してバランスよく配置します。
- ◆ さらに、都市公園の整備と、緑地、歴史的空間の緑、自然公園の緑などのネットワーク化を進めます。

府民のニーズにあった公園整備を進めます

- うるおいのある日々の生活や地域のコミュニティの場として、歩いていける身近な公園の整備を進めます。
- 福祉施設と一体となった公園の整備等、高齢者やハンディキャップのある人達がそれぞれのライフステージに応じた健康づくりや余暇活動、生涯学習が可能な公園の整備を進めます。
- 生涯学習や総合学習の場として、自然とのふれあいや、アウトドア・自然体験学習に対応した公園の整備を進めます。
- 子どもの健全育成の場としての公園整備を進めます。
- 公園づくりや運営等において、住民参加のできる公園の整備を進めます。それにより、住民に一層親しまれる公園整備を促進します。

公園の質の向上を図ります

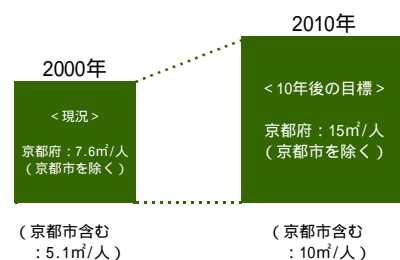
- 「つくったものをより活かす」観点から、質の高いメンテナンスを続けるとともに、時代やニーズの変化に対応したりリニューアルを進めます。
- 公園利用ニーズの多様化や競技種目のルール変更等に対応し、公園施設・運動施設の更新や再整備を図ります。
- 子どもから高齢者や障害のある方まで、誰もが使いやすいスロープやエレベーターの整備など、利用者の安全性や利便性の向上につながる施設の更新や再整備を図ります。



梅小路公園：京都市

目標

- 21世紀初頭には“緑の政策大綱（平成6年9月策定）”に示された目標値（ $20\text{m}^2/\text{人}$ ）を目標としつつ、府と市町村が力を合わせて、当面今後10年間の中期的目標として一人当たり公園面積を 15m^2 に引き上げます。



5-2 まもる

(1) 現状

a. 都市の緑

- 都市地域においては、ヒートアイランド現象の緩和、ゆとりとうるおい景観の創出、地域の個性の保全・創出、災害時の延焼防止等、安全で快適な都市環境の維持・創出を図るため、いろいろな緑の保全策がとられています。

風致地区

- 都市内の風致を維持するために定められている地区で、地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が規制されています。
- 京都府域では、現在、以下の市町に定められています。

(H11年度末)

都市計画区域	市町名	地区数	面積 (ha)
京 都	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	17	約 18,073
宇 治	宇治市	4	約 971
宇治田原	宇治田原町	1	約 145
計		22	約 19,189

歴史的風土特別保存地区

- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により、特に重要な地区における歴史的風土を凍結的に保存するため指定されています。地区内では建築物等の工作物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が制限されています。
- 京都府域では、現在、京都市において指定されています。

(H11年度末)

都市計画区域	市町名	地区数	面積 (ha)
京 都	京都市	24	約 2,861

緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）

- 良好な環境機能を有する都市内の緑地を現状凍結的に保全することを目的に定められる地区で、歴史的風土特別保存地区と同様に、地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が規制されています。
- 京都府域では、現在、次の区域が定められています。

(H11年度末)

都市計画区域	市町名	地区数	面積 (ha)
京 都	京都市	4	約 238

5-2 まもる

生産緑地地区

- 市街化区域内にある農地等のうち、公害防止又は災害防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立ち、かつ、公共施設等の敷地として適している等の条件に当てはまるものについて定める地区です。
- 京都府域では、現在、次の地区が定められています。

(平成12年末)

都市計画区域	市町名	地区数	面積(ha)
京 都	京都市	2,365	約 792
	向日市	93	21
	長岡京市	209	89
宇 治	宇治市	205	約 62
	城陽市	89	15
綴 喜	八幡市	89	約 19
	京田辺市	39	6
南 丹	亀岡市	157	40
計		3,246	約 1,044

b. 自然公園の緑

- 京都府内の自然公園は、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、府立公園が3箇所それぞれ指定されています。その面積の合計は約8,700ha、府域面積に対する割合は約2%で、これらは共に全国でも低い水準にとどまっています。
- 一方、公園面積1ha当たりの年間利用者数は、静岡県に次いで全国第2位となっており、京都府内の自然公園に対するニーズの高さがうかがえます。

公園名	所在地	面積(ha)	指定年月日
山陰海岸国立公園	久美浜町 網野町	1,206	S38.7.15 H8.12.15
琵琶湖国定公園	京都市・宇治市 宇治田原町	1,643	S25.7.24 H10.8.24
若狭湾国定公園	網野町・丹後町 伊根町・岩滝町 宮津市・舞鶴市・大宮町	5,726	S30.6.1 H12.9.1
府立笠置山自然公園	笠置町	20	S24.11.10 S24.11.10
府立り溪自然公園	園部町	36	S24.6.8 S24.6.8
府立保津峡自然公園	亀岡市・京都市	71	S24.8.31 S57.3.30
計		8,702	

- 指定年月日 上段：当初指定年月日
下段：最新変更年月日

5-2 まもる

(2) 計画の方向

- ◆ 京都の水とみどりの骨格を形成する森林や海岸・河川を保全するとともに、京都らしい風景や地域の個性を醸し出す優れた風景をつくりだしている水とみどり、野生動物をはぐくみ、うるおいのある景観と安全で穏やかな都市環境を形成する水とみどりの保全を進めます。
- ◆ また、これらの保全に当たっては、適切な法規制とともに、行政と府民、事業者が密接に協力して、地域の水とみどりをみんなで守る取り組みを進めます。



芦生：美山町

骨格的な水とみどりをまもります

- 自然公園の指定により、京都の水とみどりの骨格を形成する森林や海岸、河川等、京都らしいうるおいのある自然景観や自然環境を保全します。

貴重な水とみどりをまもります

- 自然公園、自然環境保全地域等の指定により、貴重な動植物の生息域、生育環境、多様な野生動物の生息地等、改廃が懸念される樹林地、水辺等の水とみどりを保全します。
- 京都府歴史的な自然環境保全地域、史跡・名勝・天然記念物等の指定により、社寺等と一体となって歴史的景観を形成する地域、歌や物語に登場する風景を保全します。
- 保存樹・保存樹林、文化財環境保全地区等の指定により、鎮守の森、名木や巨樹等、都市景観や郷土景観を形成する樹木を保全します。

都市周辺の水とみどりをまもります

- 風致地区の指定等により、都市周辺の京都らしい風景、地域の個性を醸し出す風景を形成する水辺やみどりを保全します。

市街地内の水とみどりをまもります

- 緑地保全地区の指定等により、市街地内のランドマークとなるみどり、市街地の環境保全や防災上重要な水辺やみどりを保全します。
- 生産緑地地区の指定等により、地域の特徴的な風景を形成する茶畑、竹林等や都市環境、防災の観点から保全を図る必要がある農地を保全します。



大江山：大江町



桂川：京北町



夢絁峡：南山城村

5-2 まもる

(3) 今後の展開

a. 都市の緑

風致地区・緑地保全地区等の指定促進を図ります。

- 都市域における緑の保全としては、京都市の市街地外周部を中心に、京都市・乙訓地域、山城中部地域の既成市街地周辺において、風致地区をはじめとする地域制緑地の指定が集中的に行われています。これらの緑地については、引き続き保全を図ります。
- 山城中部地域及び相楽地域において、府県界を構成する京阪奈丘陵の緑地や関西文化学術研究都市周辺の里山等、広域的にも重要な緑地について、それらの保全・活用を検討します。
- 都市内の緑は、何もしなければ少しずつ失われていく状況にあります。身近なみどりや地域の特徴ある景観の保全を図るため、小さな緑に対しても市町村との協力により、風致地区や緑地保全地区の指定を促進します。

生産緑地地区の活用を検討します。

- 市街地内及び周辺の農地の多くは、京都の「原風景」ともいえる地域の伝統的・特徴的な景観を構成するみどりとして貴重な存在となっています。また、防災的観点からも重要な役割を果たすことが期待されます。
- これらの生産緑地地区を引き続き保全していくとともに、将来も緑地として保全するための活用策を検討する必要があります。

b. 自然公園の緑

自然公園区域の新規指定を進めます

- 京都府内にはまだ多くの保全すべき優れた自然・景観が残されており、近年、自然環境に対する意識の世界的な高まりの中、貴重な自然環境や田園風景や歴史に裏付けられた町並みの保全等が求められています。また、最近のレクリエーション需要においては、施設利用から自然体験へと変化しており、身近な自然や文化を手軽に体験できる場が求められています。
- 貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めていくために、自然公園の新規指定及び拡大を図ります。

a. 都市の緑

- 市町村の緑の基本計画に示された主な緑地について、新たな地域制緑地の指定を促進します。

緑地保全地区の指定検討	城陽市(鴻ノ巣山地区)、亀岡市
風致地区の指定検討	加茂町(当尾地区、瓶原地区)
保全の方針の打ち出し	八幡市(男山地区)

b. 自然公園の緑

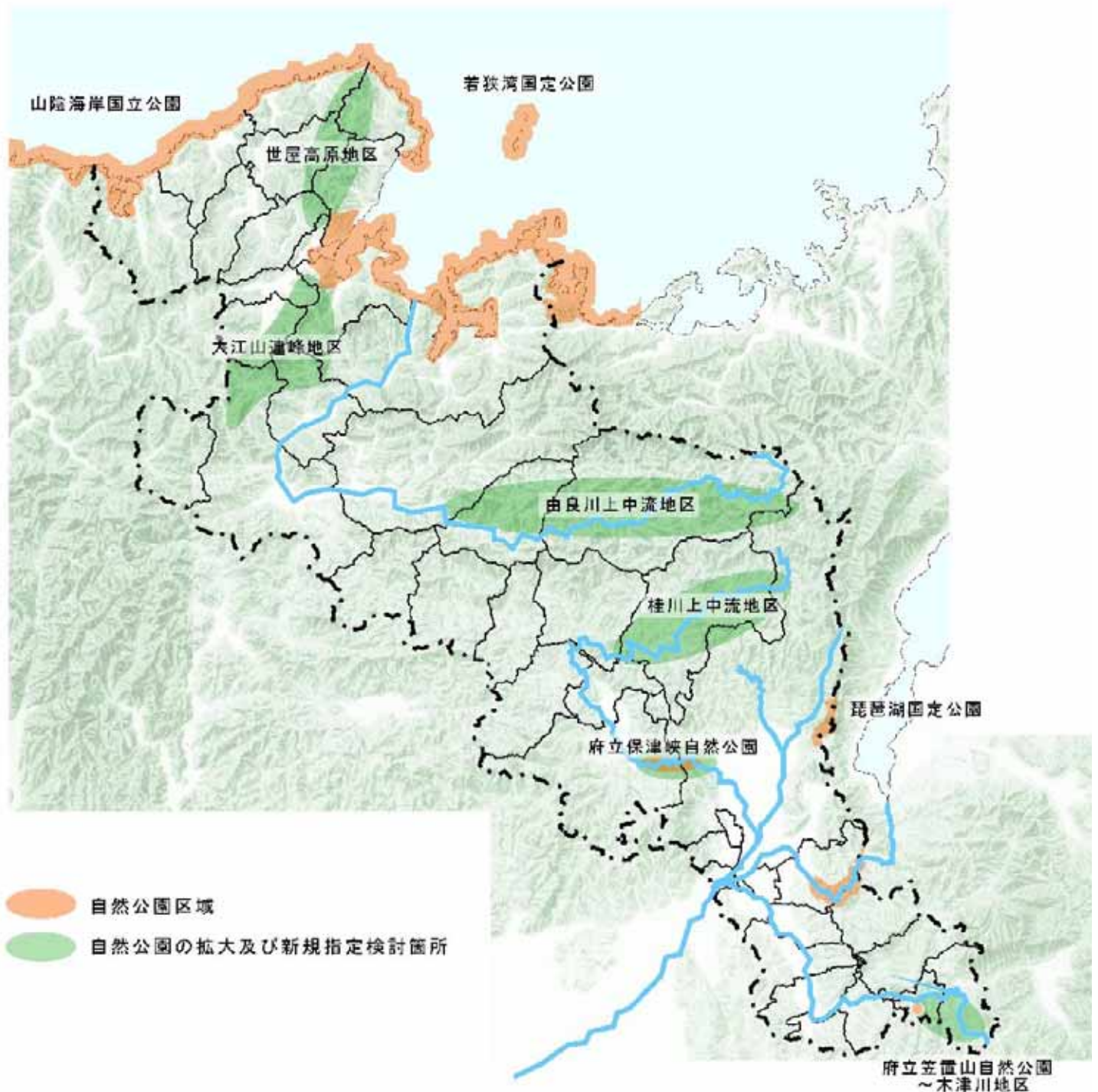
- 自然公園区域の新規指定並びに拡大においては、それぞれの地区が持っている資質はもちろん、関係する市町村との連携が大切な要素となります。現在、自然の資質等の検討と、関係市町村との協議により、6地区の指定検討箇所を選定しています。今後、これら市町村との共同作業により、次に示す地区を自然公園区域に指定するべく順次取り組んでいくこととし、当面今後10年間で、自然公園区域面積の倍増を図ります。

	現在の指定面積	平成22年目標
京都府	8,702ha	倍増

目標

5-2 まもる

自然公園の指定検討箇所



5-2 まもる

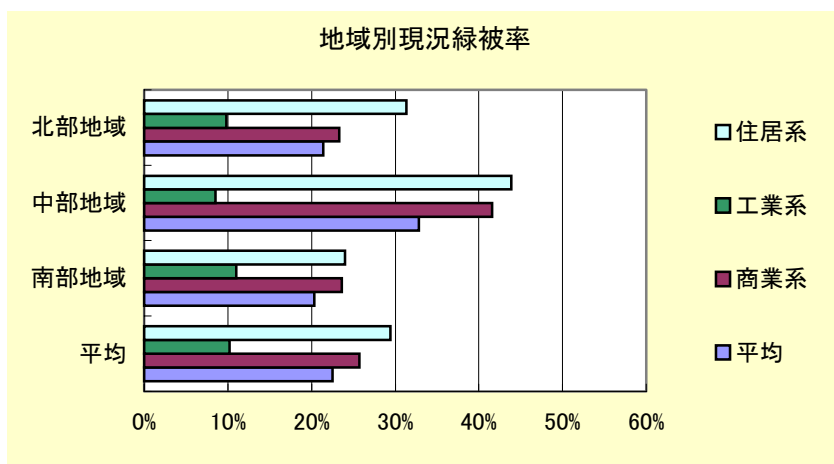
指定検討箇所	地域の概要
) 世屋高原地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 丹後半島の東側の世屋高原一帯は、標高約600mを越える稜線が連なって、若狭湾周辺の景観の重要な一部を形成しています。 ● また、大宮町五十河地区の内山山系には京都府でも有数のブナ林が出現しているほか、世屋高原周辺のブナ林、美森林（二次林）などが知られています。
) 大江山連峰地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 大江山連峰は、金葉和歌集においても「大江山いくのの道の遠ければまだふみもみず天橋立」と詠まれるなど、古くからの交通の要衝としても知られています。 ● 周辺には、元伊勢内宮皇大神社、鬼嶽稻荷神社、天岩戸神社等古くからの信仰の対象とともに見事な自然林が多く残されているほか、二瀬川渓流では鬼伝説に彩られた奇岩怪石が続く優れた景観が展開しています。加悦町域では、千年ツバキが京都府天然記念物に指定されている滝のツバキ公園もあります。また、大江山連峰は日本でも有数の蛇紋岩地帯にあり、石灰岩や蛇紋岩地帯に特有な植物の分布地ともなっています。
) 由良川上中流地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 由良川源流部に位置する芦生原生林（約4,200ha）は西日本の冷温帯における代表的な原生林であり、中でも約2,000haに及ぶスギ - ブナ林には、天然スギ（アシウスギ）、ブナやミズナラの大木をはじめとする豊富な植物が分布し、きわめて貴重な存在となっています。また、丹波高原の高峰である長老ヶ岳（916.9m）付近には、「京都の自然200選」にも選定されたイワカガミの群生地も見られます。 ● また、美山町から和知町を経て綾部市に至る由良川の中流域には、この付近の景観を特徴づける河岸段丘が見られるほか、美山町北地区の茅葺き集落は重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。
) 桂川上中流地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 桂川は、京都府、滋賀県及び福井県の3府県の境界付近にその源を発し、京都市左京区広河原から花脊を経て北桑田郡京北町に入り、宇津峡と呼ばれる狭く部を流下して、亀岡盆地に至っています。 ● 桂川上流部の片波川源流域一帯は、古くから御杣御領（みそまごりょう）として守られてきた森で、伏条台杉の巨木林やホンシャクナゲの群生地などがあり、平成10年度には「京都府自然環境保全地域」の第1号に指定されています。
) 府立笠置山自然公園 ～木津川地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 木津川の南岸にそびえる笠置山は、古くからの修験道場、信仰の山であり、歴史上の様々なドラマの舞台としても知られ、山中の奇岩・怪石が神秘的な雰囲気を高めています。標高289メートルの山域はほとんど全山が広葉樹におおわれ、明るい自然林となっているほか、ふもとの河原には桜が植えられ、花の季節や秋の紅葉シーズンには、特に多くの行楽客でにぎわっています。 ● また、笠置山から上流の木津川から名張川にかけての渓流では、四季折々の景観も楽しむことができ、近畿地方におけるレジャーカヌーのメッカとしても知られています。特に、木津川起点に位置する夢絃峡には、緑の山肌をぬうように流れる大小の滝や、深淵などが点在し、古くからの景勝地として知られています。
) 府立保津峡自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 亀岡市の保津橋付近から嵐山の渡月橋に至る保津峡（桂川）は、浸食作用によって形成されたV字型の渓谷が約16kmにわたって連続する京都屈指の渓谷美で知られています。また、奇岩・怪石に富んだ激流を下る保津川下りは京都でも有数の観光スポットとなっているほか、嵯峨～亀岡間を走るトロッコ列車が人気を集めています。 ● 保津峡の景観は、渓流（河川）と、四季折々に表情を変える周囲の豊かな自然とによって形成されていますが、現在は河川部分のみが自然公園区域となっています。

5-3 ふやす

(1) 現状

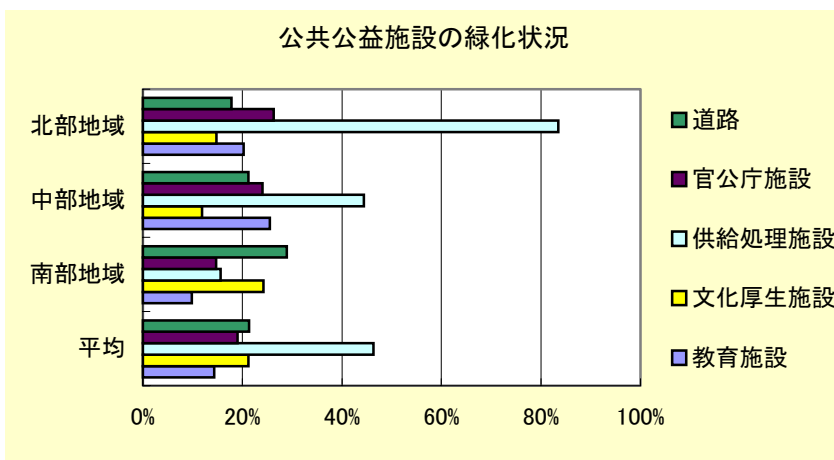
緑被率（街が緑に被われている割合）の現状

- 京都府域の市街化区域及び市街化が想定される区域において、住居系、商業系、工業系の各土地利用別に緑被率の平均を計算した結果は、以下のとおりです。
- 南部地域の緑被率が相対的に低くなっており、全般には商業系市街地での緑被率が低くなっています。



公共公益施設の緑化状況

- 公共公益施設の緑化状況を地域別に見てみると、道路緑化は比較的南部地域で進んでおり、供給処理施設では、北部地域で進んでいる傾向にあります。



5-3 ふやす

緑地協定

- 市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者全員の合意によって結ばれる協定で、住民の積極的な参加により地域の緑化を図っていく計画です。

◆緑地協定の締結状況

	14条協定		20条協定		合計	
	箇所	ha	箇所	ha	箇所	ha
京都府	7箇所	7ha	37箇所	137ha	44箇所	144ha

京都府内で緑地協定を締結している市町村	宇治市、大山崎町、宇治田原町、精華町、加茂町
---------------------	------------------------

地区計画

- 住民の生活に身近な地区を単位として、主として地区住民の利用する区画道路や小公園等の配置や規模、建物の建て方などについて、地区住民の合意形成を図りつつ、地区の特性に応じた細則を定めるまちづくり計画です。この地区計画によって、地域の緑化に対する細則も定めることができます（都市計画法第12条の5）。
- 京都府域で、緑化について地区計画に定めた地区数は、以下のとおりです。

◆地区計画において緑化に関する事項を定めている件数

京都府における地区計画の決定件数	19市町	83地区
内、「地区施設」に公園・緑地・広場等を位置づけている件数	9市	16地区
「土地利用その他」に保全樹林等を位置づけている件数	4市町	6地区
「建築物等」に生垣設置を規定している件数	10市町	19地区

◆京都府内で地区計画に生垣緑化を規定している市町

向日市	長岡京市	宇治市	城陽市	京田辺市	亀岡市	福知山市	舞鶴市
宮津市	木津町	精華町					

建築協定

- 住宅地をはじめとした市街地の環境を維持増進するため、まとまった区域内の土地所有者等が、建築物やその敷地に関する基準について結ぶ協定で、特定行政庁の認可を受けることで永続的な効力を持つことができます。住民の発意に基づくまちづくり手法の一つで、基準として敷地境界の緑化等を定めることができます。（建築基準法第69条）
- 京都府域で、敷地緑化等について建築協定を定めた地区数は、以下のとおりです。

◆建築協定において敷地緑化に関する基準を定めている地区数

京都府における建築協定地区数	9市町	93地区
内、敷地緑化等に関する基準を定めている地区数	8市町	59地区

◆京都府内で建築協定に敷地緑化に関する基準を定めている市町

京都市	長岡京市	宇治市	八幡市	亀岡市	宇治田原町	木津町	精華町	大江町
-----	------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----

5-3 ふやす

(2) 計画の方向



J R京都駅ビル：京都市

- ◆まちのみどりは、市街化や土地の細分化等により、何も行わなければ少しずつ減少していく傾向にあります。この傾向をくい止め、みどり豊かなうおいのあるまちづくりを進めるため、行政と住民が一体となった都市の緑化を進めます。
- ◆道路や学校等の公共公益施設の緑化を進めるとともに、うるおいのある環境が損なわれた地域においても、自然を回復するための緑化を進めます。
- ◆また、民有地についても、生け垣の設置、屋上緑化等、府民みんなで緑を守り育てる、都市の総合的な緑化を推進します。
- ◆これらの緑化推進には、行政と府民、ボランティア団体、民間企業等の多様な主体の参加・協力が必要です。このため、都市緑化の普及啓発や、住民等による緑化活動の支援を推進します。

みどり豊かな都市景観と都市環境を形成するみどりをふやします



J R加茂駅前：加茂町

- 道路や河川、学校、病院等の公共公益施設の緑化、民有地の緑化を総合的に進めます。特に、都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模公共施設周辺等において、都市緑化をモデル的に進める地区（緑化重点地区）を選定し、先導的な緑化を進めていきます。
- 市街地整備が予想される地区においては、土地区画整理事業や開発許可制度等との連携による公園等の適切な配置に加え、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境を創出していきます。



木津町



木津町

良好な景観と自然環境を回復するみどりをふやします

- 砂利採取地や残土処分地等、自然環境やうるおいのある景観が損なわれた箇所においても、自然回復のための緑化や生物の生息場所となるビオトープの整備等、良好な景観と自然環境の修復に努めていきます。
- 開発等においては、自然環境の保全に充分留意するとともに、失われる自然環境の復元等、適切な代償措置により、自然環境の回復に努めていきます。



けいはんな記念公園：精華町



いのちの森（梅小路公園）：京都市

5-3 ふやす

(3) 今後の展開

市町村の「緑の基本計画」の策定を促進します

- まちの緑化には、公共公益施設の緑化を引き続き推進するとともに、府民一人ひとりが緑の有効性を認識し、民有地の緑化を推進していく必要があります。
- 市町村が住民と一体となって定める計画に、市町村による「緑の基本計画」があります。都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を官民一体となって展開していくためのマスタープランとして、「緑の基本計画」の策定を促進します。

「緑の基本計画」策定済市町 (平成12年度末)	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、 福知山市、舞鶴市、宮津市、園部町、加茂町、精華町
----------------------------	--

公共施設や民有地の緑化を進めます

- 「緑の基本計画」に基づく「緑化の推進を重点的に図るべき地区」の指定を進め、公共施設や民有地の緑化、さらには屋上緑化を促進します。



学校緑化：京都市

住民の合意と積極的な参加により、地域の緑化に資する緑地協定の締結や地区計画の決定を促進します

住民参加の緑化活動の展開を進めます



クニッテルフェルト通：亀岡市



御霊公園：福知山市

緑の愛護団体等の育成を進めます

目標

- 早期に、都市計画区域内の全ての市町において、行政・民間・市民がみんなで緑をまもり・育てる「緑の基本計画」の策定を完了することを目指します。

5-4 つなぐ

(1) 現状

- 自然・利用・防災・景観のネットワークの1つとして、自然歩道のネットワークがあり、京都府では、現在、東海自然歩道をはじめ、約786kmの自然歩道等を指定しています。
- また、各市町でも、さまざまな自然歩道・散策ルートが指定されています。

●既設自然歩道等の概要

名称	延長	備考
近畿自然歩道	353km	H9指定、整備中
東海自然歩道	158km	S49指定、整備済
丹波散策の道	250km	H1指定、整備済
山背古道	25km	
合計	約786km	

(2) 計画の方向

- ◆「つなぐ」みどりは、「つくる」みどり、「まもる」みどり、「ふやす」みどりを有機的に連携することで、それぞれの機能をより高める役割を果たします。
- ◆このような水とみどりのネットワークの形成にあたっては、山の尾根や水系による大きな自然のネットワークから、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーション活動の場としてのみどりの利用・活用のネットワーク、さらには通学路等日常的に利用される身近なネットワークまで、様々な視点からその形成を図ることが重要です。
- ◆この観点から、自然、公園、樹林地、農地等のみどりを、機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワークの形成を図ることが重要です。



5-4 つなぐ

自然生態系のネットワークを形成します

- 野生生物の生息地となる樹林地や河川、ため池等の保全を図るとともに、幹線道路における緑地帯の整備、自然を活かした河川等の整備、都市公園の整備等により、緑が連鎖した自然生態系のネットワークを形成します。



岩倉川：京都市



山城総合運動公園城陽線：城陽市

レクリエーションのネットワークを形成します

- 地域に点在する自然環境や歴史文化資源の保全施策と連携して、自然歩道、自転車道を整備し、伝統的な町並みや古道（街道）も活かしながら、自然や歴史文化に親しむネットワークを形成するとともに、峠等を活用した拠点の整備を進めます。
- 公園相互の利用ネットワークや遊歩道、自転車道等を連続的に配置し、ジョギングや散策、サイクリング等、身近に水とみどりに親しめるネットワークを形成します。



京都八幡木津自転車道線



木幡池：宇治市

防災のネットワークを形成します

- 広域避難地や一次避難地の整備に加え、防災活動拠点や救援活動拠点の整備や、道路、河川の緑化を進め、避難地、避難路、緊急動線等が連携した防災ネットワークを形成します。



防賀川緑道：京田辺市

みどりの景観ネットワークを形成します

- 市街地周辺の樹林地や農地等のみどり、市街地内のみどりの拠点となる都市公園等を、街路樹のある道路、豊かなみどりの連続する河川等で連携し、都市のみどりの景観ネットワークを形成します。



つつみ川緑地：京田辺市

5-4 つなぐ

(3) 今後の展開

ネットワークの拠点整備を促進します

- 自然生態系、レクリエーション、防災、景観等の拠点となる都市公園等の整備を促進します。

ネットワーク軸の整備を促進します

- 都市の自然生態系、レクリエーション、防災、景観等のネットワーク軸となる道路や河川等の緑化を推進します。
- また、ネットワーク軸を補完する公共公益施設や民有地の緑化を推進します。

広域的な緑のネットワークを形成します

- 地域の骨格を形成し多様ないのちを育む山河のみどり、地域の景観を特徴づけるみどりなどを結ぶ広域レベルでのみどりのネットワークを形成します。

自然歩道等の整備により、広域的なレクリエーションネットワークを形成します

- 各市町村が既に指定している遊歩道等を連結し、各市町村の観光情報を共有することによって利便性を向上し、利用者の増加を図ります。また、これにより、府内広域の観光施策を推進します。
- 一般的に指定されていない市町村界の峠等を指定することにより、京都府の歴史・文化にふれあえる機会を創出します（歴史街道のオムニバス形式の具体化）。
- 各市町村の既存観光センターや公共施設を有効に利用し、インフォメーション機能の充実を図ります（他市町情報の発信やオムニバス形式の利用促進等）。
- 既存の観光施設や公園・トイレ・休憩所等を相互利用することにより、既存施設のPRと利用の活性化を促し、利用者の利便性の向上を図ります。
- 市民に親しまれる自然歩道整備を図ります。同時に、沿道の美化・緑化の普及啓発を図ります（民有地緑化等の誘導）。

5-4 つなぐ

目標

- 自然、公園、樹林地、農地等のみどりを、公園の整備、地域制緑地の指定、河川、自然歩道、自転車道等によって機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。
- 京都府の南部地域や中丹地域など、現在指定路線の少ない地域に指定を行い、京都府全域の自然歩道ネットワークを構築します。
- 既存ルート等を有効に活用し、長距離自然歩道等による他府県に跨る連携等の広域的な視点から、当面今後10年間で自然歩道等の京都府域1,000kmネットワークの形成を図ります。

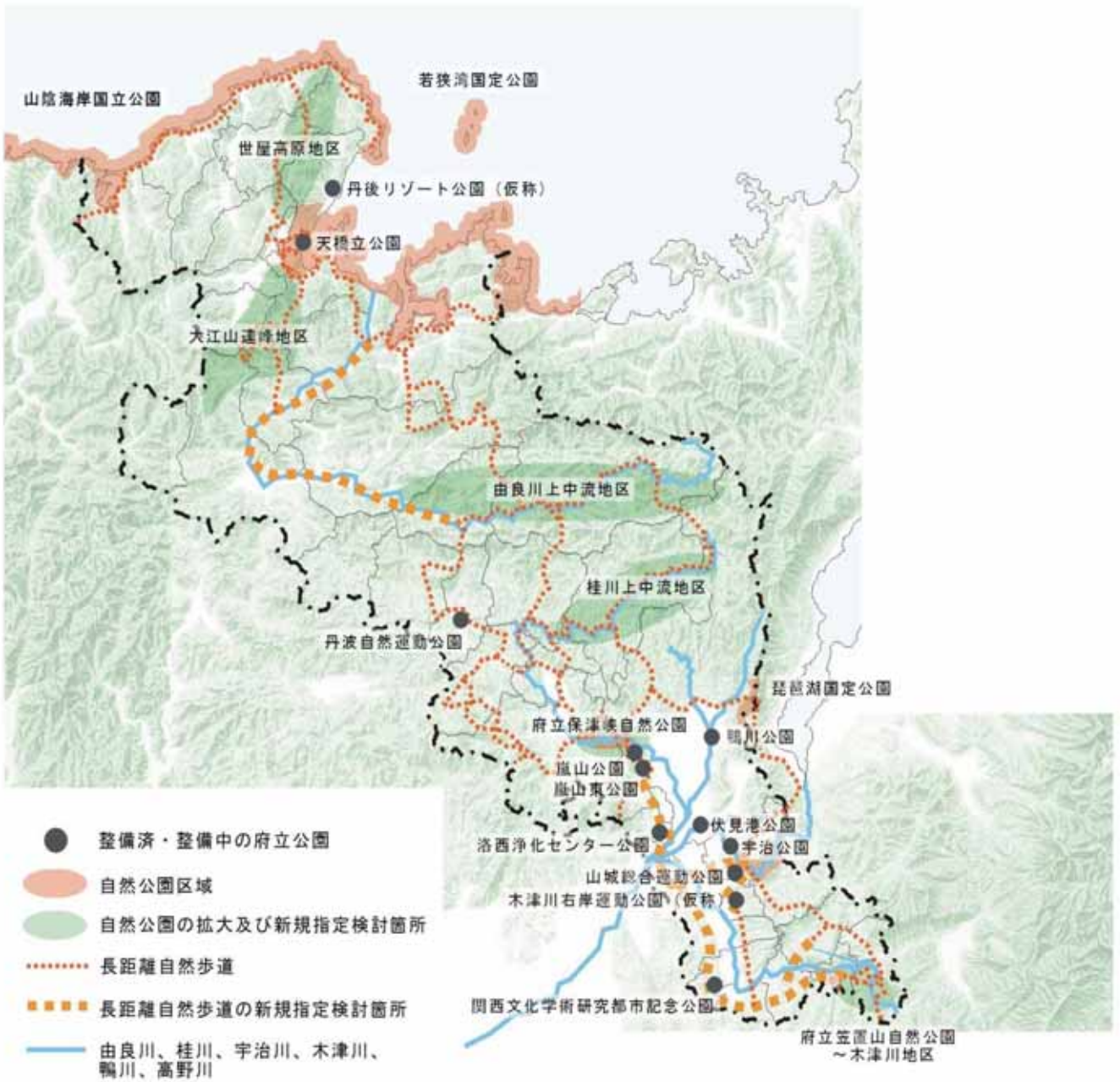
現在の指定延長	平成22年目標
約786km	1000km



6 緑の配置方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、府域の骨格となるみどりの保全と活用を図ります。また、土地利用状況や都市計画、広域的プロジェクトの動向等から府域を6つの地域に区分し、それぞれの地域の自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指します。





6-1 丹後地域

丹後地域は、日本海、高原、田園等の豊かな自然に恵まれ、特色ある歴史や伝統文化、地場産業を育んできた地域です。また、近年の京都縦貫自動車道の整備、J R山陰本線、北近畿タンゴ鉄道の電化・高速化により、京阪神地域との時間距離も大幅に短縮され、質の高い保養施設も整備されつつあります。

今後も、「美しい海岸や高原を活かした質の高い保養地の形成と、拠点都市におけるみどり豊かな都市環境の形成」を目指して、次のような水とみどりの施策を進めます。



① つくる

- ◆ 公園はほぼ充足した状態にあります。比較的小規模な公園整備が中心となっています。
- ◆ 今後は運動機能・防災機能等、幅広い需要に対応した公園整備や地域連携等による公園相互利用を促進します。

- 日置ふれあい公園（仮称）、阿蘇シーサイドパーク、峰山総合公園、八丁浜シーサイドパーク等、地域内のみどりの拠点となる公園の整備を促進します。
- 都市計画区域外の地域においても、集落周辺の身近な公園や、みどりの拠点となるカンントリーパーク等の整備を促進します。
- 丹後リゾート公園については、自然との共生、知的・文化的リゾートの実現をコンセプトに整備を進め、丹後あじわいの郷、天橋立、世屋高原等との連携により、総合的なリゾートエリアの形成を図ります。
- 宮津港、久美浜港では、海洋性リゾート・レクリエーション拠点としての港湾緑地や、海浜へのアクセスや親水機能も確保した海岸整備を進めます。
- 大手川、岩屋川、野田川、離湖等の河川やため池等、水辺の自然環境を保全するとともに、自然と親しめる親水空間の創出を図ります。

② まもる

- ◆ 山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園に指定された豊かな自然に恵まれた地域です。
- ◆ 今後はこれらの保全エリアを拡大するとともに、その積極的な活用を図ります。

- 自然公園の利用拠点となる園地等の整備を進めるとともに、近畿自然歩道を含めたインフォメーション機能を有するビジターセンターの整備を検討します。
- 世屋高原一帯、大江山周辺等の豊かな自然環境と歴史的景観の保全と活用を図るため、新たな自然公園の指定等により、自然レクリエーション空間の形成を検討します。
- 宮津湾では、希少な景観・自然環境を有する天橋立を次世代に継承していくため、サンドバイパス・リサイクル工法による砂浜の保全に努めます。
- 既成市街地の周辺においては、市街地の背景となる樹林地や都市内のランドマークとなる樹林地等、都市の環境を保全し、うるおいのある都市景観を構成するみどりについて、地域制緑地の指定等による保全を検討します。
- 権現山歴史的な自然環境保全地域（峰山町）周辺や大野城跡（大宮町）、上山寺（丹後町）等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった良好な歴史的景観を形成しており、これらの保全を検討します。

③ ふやす

- ◆ 地域の「顔」となる駅周辺や観光地、沿道等の重点的な緑化を推進します。

- 天橋立駅周辺地区やKTR駅の周辺地区等、緑化を重点的に図るべき地区を選定し、都市公園の整備や公共公益施設・民有地の緑化等によるみどり豊かなまちづくりを計画的に進めます。
- 今後市街地整備が進む地区においては、土地区画整理事業や開発許可制度による公園等の適切な配置に加え、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境の整備を促進します。

④ つなぐ

- ◆ 地域に点在するリゾート施設や自然・歴史文化資源等の利用と保全のネットワークを構築します。

- 丹後リゾート公園や丹後あじわいの郷を核として、地域内の保養施設のネットワーク化を図ります。
- 自然資源や歴史文化資源の保全と活用を進めるとともに、これらの連携を図るため、近畿自然歩道、天橋立・ちりめん回廊等を中心とした資源のネットワーク化、及び古くから親しまれている峠や古墳、伝説等を活用した利用拠点の整備を進めます。
- 市街地周辺のみどりの保全やみどりの拠点となる公園等の整備に加え、道路等の緑化、河川環境の整備やため池等水辺空間の整備により、水とみどりのネットワーク形成を促進します。

6-2 中丹地域

中丹地域は、由良川や大江山、夜久野高原等、豊かな自然に恵まれるとともに、近畿自動車道、京都縦貫自動車道、JR山陰本線、福知山線、舞鶴線、北近畿タンゴ鉄道等、京阪神地域から日本海側への交通の要衝となっています。また、鉄道駅周辺の整備や工業団地の整備により、北近畿で最大の都市的集積をもつ地域です。

今後も、「由良川等の快適な親水空間の創出と、北近畿の中核都市としてのみどり豊かな都市環境の形成」を目指して、次のような水とみどりの施策を進めていきます。



① つくる

- ◆ 比較的規模の大きな公園の整備は進んでいますが、身近な公園や運動公園等が不足した状態にあります。
- ◆ 今後は、身近な緑の創出や運動機能の充実、地域連携による公園相互利用を促進します。
- ◆ 土地区画整理事業等の市街地開発事業との連携等により、身近な公園整備を促進します。
- ◆ 舞鶴自然文化園（仮称）、三段池公園、紫水ヶ丘公園、綾部市総合運動公園等、地域内のみどりの拠点となる公園の整備を促進します。
- ◆ また、既存施設の拡充を含め、広域的な運動機能と防災機能の配置を検討します。
- ◆ 舞鶴港では、臨海部を活かした豊かな生活空間を創出することとして、レクリエーション機能、緩衝機能等を備えた港湾緑地の整備を推進します。
- ◆ 都市計画区域外の地域においても、集落周辺の身近な公園や、みどりの拠点となるカントリパーク等の整備を促進します。
- ◆ 由良川においては、河川周辺の自然環境の保全を図りつつ、都市内の貴重な親水空間として、利用拠点等の整備を検討します。また、伊佐津川等の河川やため池等、水辺の自然環境を保全するとともに、自然と親しめる親水空間の創出を図ります。

② まもる

- ◆ 若狭湾国定公園や大江山等、豊かな自然に恵まれた地域です。
- ◆ 今後は、これらの保全・活用エリアを拡大するとともに、市街地周辺の緑の保全により、うるおいのある都市景観の創出を図ります。
- ◆ 大江山周辺等の豊かな自然環境を保全するとともに、その活用による自然レクリエーション空間の形成を検討します。
- ◆ 金剛院及び岩戸山歴史的自然環境保全地域（舞鶴市及び大江町）、天寧寺（福知山市）、山家城跡（綾部市）、元伊勢三社（大江町）、大原神社（三和町）等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を検討します。
- ◆ 綾部市住宅・工業団地、エコトピア京都三和（京都北部中核工業団地）等の周辺においては、緩衝緑地の配置や工業団地周辺の自然林の保全により、開発区域内外の住環境の保全を図ります。
- ◆ 市街地の周辺においては、市街地の背景となる樹林地や、都市内のランドマークとなる樹林地等、都市景観を構成しているみどりについて保全を検討します。

③ ふやす

- ◆ 主要駅を中心とした緑豊かなまちづくりを推進します。
- ◆ 西舞鶴駅から伊佐津川周辺地区、福知山駅周辺地区、綾部駅周辺地区等の都市の「顔」となる地区について、都市公園の整備や公共公益施設・民有地等の緑化によるみどり豊かなまちづくりを計画的に進めます。
- ◆ 東舞鶴駅周辺、西舞鶴駅周辺等、石原地区、綾部市住宅・工業団地等、今後市街地整備が進む地区においては、土地区画整理事業等との連携による公園等の適切な配置に加え、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境の整備を促進します。

④ つなぐ

- ◆ 由良川や市街地周辺の山並みなどの骨格的な緑地や、点在する公園や歴史文化資源を活かしたネットワークの形成を図ります。
- ◆ 近畿自然歩道を中心とした資源のネットワーク化を図ります。また、古くから親しまれている峠等を活用した利用拠点の整備を進めます。
- ◆ 市街地周辺のみどりの保全やみどりの拠点となる公園等の整備に加え、道路等の緑化、河川環境の整備やため池等水辺空間の整備により、水とみどりのネットワーク形成を促進します。

6-3 中部地域

中部地域は、淀川水系と由良川水系が分水嶺をなす丹波高原に位置し、美しい溪流や美林、田園等の豊かな自然環境と、豊富な歴史資源を有する地域です。一方、京都市に隣接する地域は、京都縦貫自動車道の整備やJR山陰本線の電化等により、住宅開発等急速に都市化が進展し、京都府内で最も人口増加が進んでいる地域の一つです。

今後も、「原生的な自然環境と山村の原風景を活かした休養地の形成」及び「丹波高原の自然環境を活用した都市近郊のスポーツレクリエーションゾーンの形成とみどり豊かな住環境の創出」を目指して、隣接する京都市等とも連携を図りながら、次のような水とみどりの施策を進めていきます。



① つくる

- ◆ 身近な公園の整備が不足した状態にあります。
- ◆ 今後、市街地内の緑の充実や、都市計画区域外での緑の拠点整備を促進します。

- 今後の公園整備においては、土地区画整理事業等の市街地開発事業との連携や、生産緑地地区の有効利用等により、身近な公園等の整備を促進します。
- また、地域の公園と丹波自然運動公園との連携等により、広域的な運動機能の拡充を進めます。
- 平和台公園、園部公園等、地域のみどりの拠点となる公園の整備を促進します。
- 集落周辺の身近な公園や、みどりの拠点となるカントリーパーク等の整備を促進します。
- 丹波自然運動公園は、時代のニーズに対応し、誰でも快適に利用できる施設としてリニューアルを図ります。また、京都府地域防災計画と整合を図りながら、広域的な防災機能の強化を進めます。
- 長老ヶ岳～大野ダム周辺、日吉ダム周辺等では、豊かな自然環境を活用した施設整備が進められており、自然環境の保全に留意しつつ、大都市近郊の自然レクリエーションゾーンの形成を促進します。
- 由良川、桂川、雑水川等の河川やため池等、水辺の自然環境を保全するとともに、自然と親しめる親水空間の創出を図ります。

② まもる

- ◆ るり渓や保津峡が府立自然公園に指定されているほか、由良川・桂川の上中流には豊かな自然が残されています。
- ◆ 今後これらの保全エリアの拡大及び新規指定を図るとともに、自然と親しめる場としての整備を推進します。

- 府立るり渓自然公園、府立保津峡自然公園において、周辺地域も含めた自然景観の保全と新たな拠点整備を検討します。
- 由良川上中流地区、桂川上中流地区については、地域を貫流するみどりの軸として、河川周辺の自然環境の保全を図りつつ、自然に親しめる拠点の整備を検討します。また、桂川においては、河道改修にあわせた親水空間の整備を検討します。
- 常照皇寺歴史的な自然環境保全地域、山国神社（京北町）、明隆寺（和知町）、出雲大神宮（亀岡市）、八木城跡（八木町）、酒治志神社（瑞穂町）等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を検討します。
- 市街地の周辺においては、市街地の背景となる樹林地や、都市内のランドマークとなる樹林地等、都市の環境を保全し、うるおいのある都市景観を構成しているみどりについて保全を検討します。

③ ふやす

- ◆ 都市の「顔」となる中心市街地における緑豊かなまちづくりを推進します。

- 亀山城跡から雑水川周辺地区、園部公園周辺地区等の市街地の中心地区において、都市公園の整備や公共公益施設・民有地等の緑化によるみどり豊かなまちづくりを計画的に進めます。
- 馬堀駅周辺、京都新光悦村等、今後市街地整備が進む地区においては、土地区画整理事業や開発許可制度による公園等の適切な配置に加え、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境の整備を促進します。

④ つなぐ

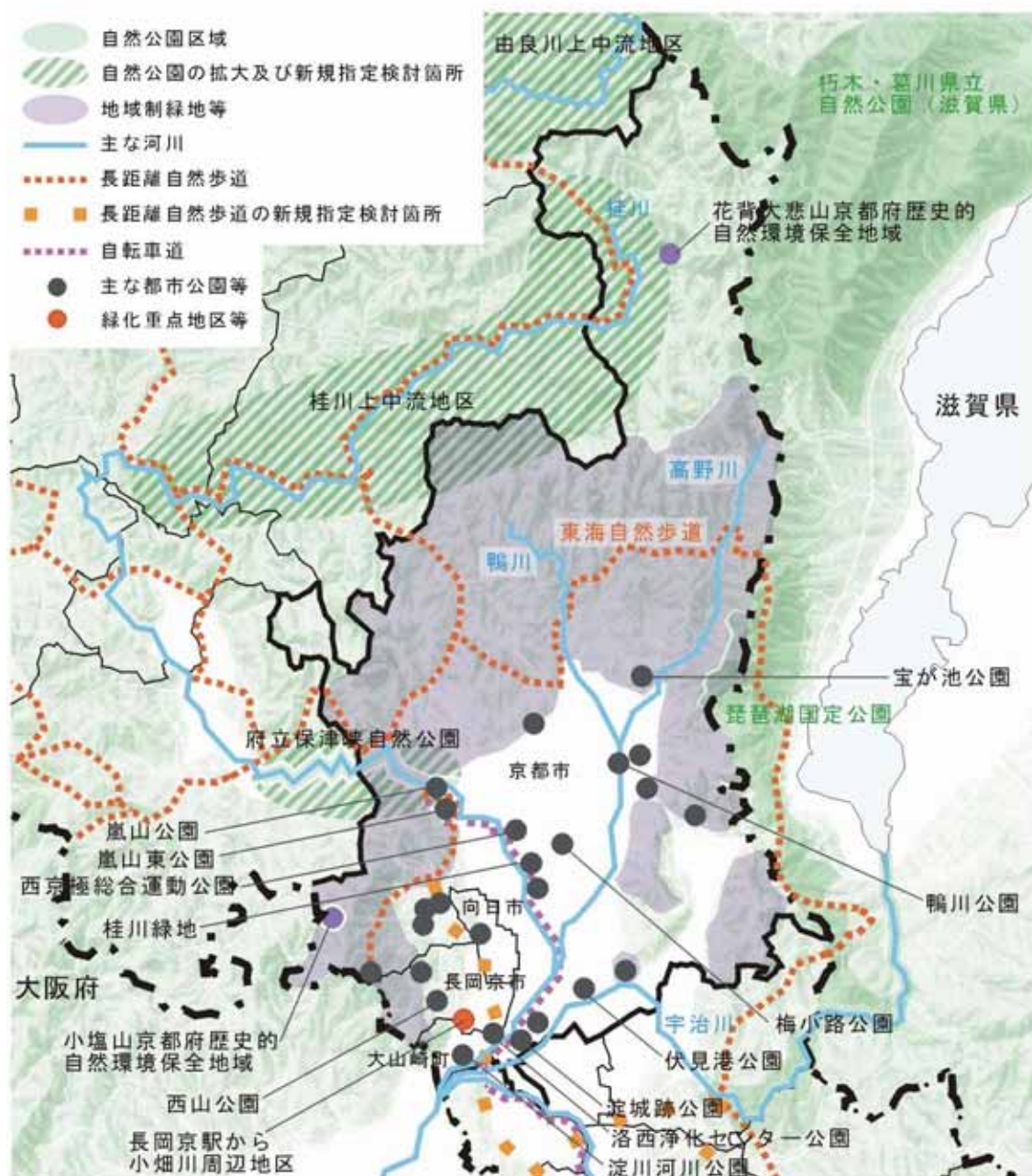
- ◆ 由良川・桂川を軸として、自然資源や歴史文化資源を活かしたネットワークの形成を推進します。

- 近畿自然歩道、丹波散策の道を中心とした資源のネットワーク化を図ります。また、古くから親しまれている峠等を活用した利用拠点の整備を進めます。
- 市街地周辺のみどりの保全やみどりの拠点となる公園等の整備に加え、道路等の緑化、河川環境の整備やため池等水辺空間の整備により、水とみどりのネットワーク形成を促進します。

6-4 京都市・乙訓地域

京都市・乙訓地域は、歴史、文化、学術の世界的な蓄積と150万人を超える人口を擁し、我が国を代表する都市機能が集積する大都市です。また、東山、北山、西山の山々と鴨川、桂川等の河川が、美しい風致景観を形成し、千年有余の歴史を象徴する歴史的建造物が各地に点在する地域です。

今後も、「歴史と文化に彩られた水とみどりの保全と身近なみどりの創出」を目指して、次のような水とみどりの施策を進めていきます。



① つくる

- 質・量ともに公園が不足している地域です。
- 今後は、整備中の公園の拡充整備や既設公園の適切な再整備を進めるとともに、防災拠点ともなる身近な緑の創出を促進します。
- 土地区画整理事業や再開発事業等の市街地開発事業との連携や、生産緑地地区の有効利用等により、身近な防災拠点ともなる住区基幹公園等の整備を促進します。
- 嵐山公園、伏見港公園等の既存公園についてもバリアフリー化など時代のニーズにあたりリニューアルを図ります。
- 桂川・宇治川については、木津川との三川合流部において淀川河川公園の整備が進められており、今後も整備を促進します。また、多様な自然環境と歴史、文化的な資質に恵まれた上流域においても都市の中の貴重なオープンスペース、水とみどりのネットワークの骨格として、沿川における河川整備や地域づくりと連携した利用と保全を検討します。
- 鴨川公園、洛西浄化センター公園や宝が池公園、西京極運動公園、桂川緑地、西山公園等、地域のみどりの拠点となる公園の整備を促進するほか、観光レクリエーションのシンボルとなる淀城跡公園の整備を進めます。
- 鴨川、山科川、小畑川、西高瀬川、小泉川等の河川やため池等、水辺の自然環境を保全するとともに、自然と親しめる親水空間の創出を図ります。

② まもる

- 京都市を中心に、市街地の景観保全を図る地域制緑地が指定されています。
- 今後はさらに、世界遺産の周辺地区や市街地に残された身近な緑の保全を促進します。
- 市街地及びその周辺には、世界遺産に登録された上賀茂神社、金閣寺、銀閣寺、清水寺等（京都市）をはじめ、花背大悲山及び小塩山歴史的自然環境保全地域（京都市）、向日神社（向日市）、長岡天満宮（長岡京市）、酒解神社（大山崎町）等、多くの歴史的遺産が点在し、周辺の樹林地とともに、独特の歴史的景観を形成しています。これらの樹林地は、風致地区、歴史的風土特別保存地区、緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、自然風景保全地区等の法規制の適切な運用により、自然環境と歴史的景観の保全を図るとともに、身近に自然や歴史文化に親しめる場として活用を検討します。
- 乙訓地域においては、都市の環境保全やうるおいのある都市景観を構成する身近なみどりについて、風致地区等の制度の活用等による保全を検討します。
- 琵琶湖国定公園の保全とともに、府立保津峡自然公園において、周辺地域も含めた自然景観の保全やエリアの拡大を検討します。

③ ふやす

- 都市公園をはじめ、公共公益施設や民有地の積極的な緑化により、身近な緑を増やします。
- 今後市街地整備が進む地区においては、公園等の計画的な配置に加え、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境の整備を促進します。
- 市街地の中でも特に重要な地区については、都市公園の整備や公共公益施設、民有地の緑化等、みどり豊かなまちづくりを計画的に促進します。

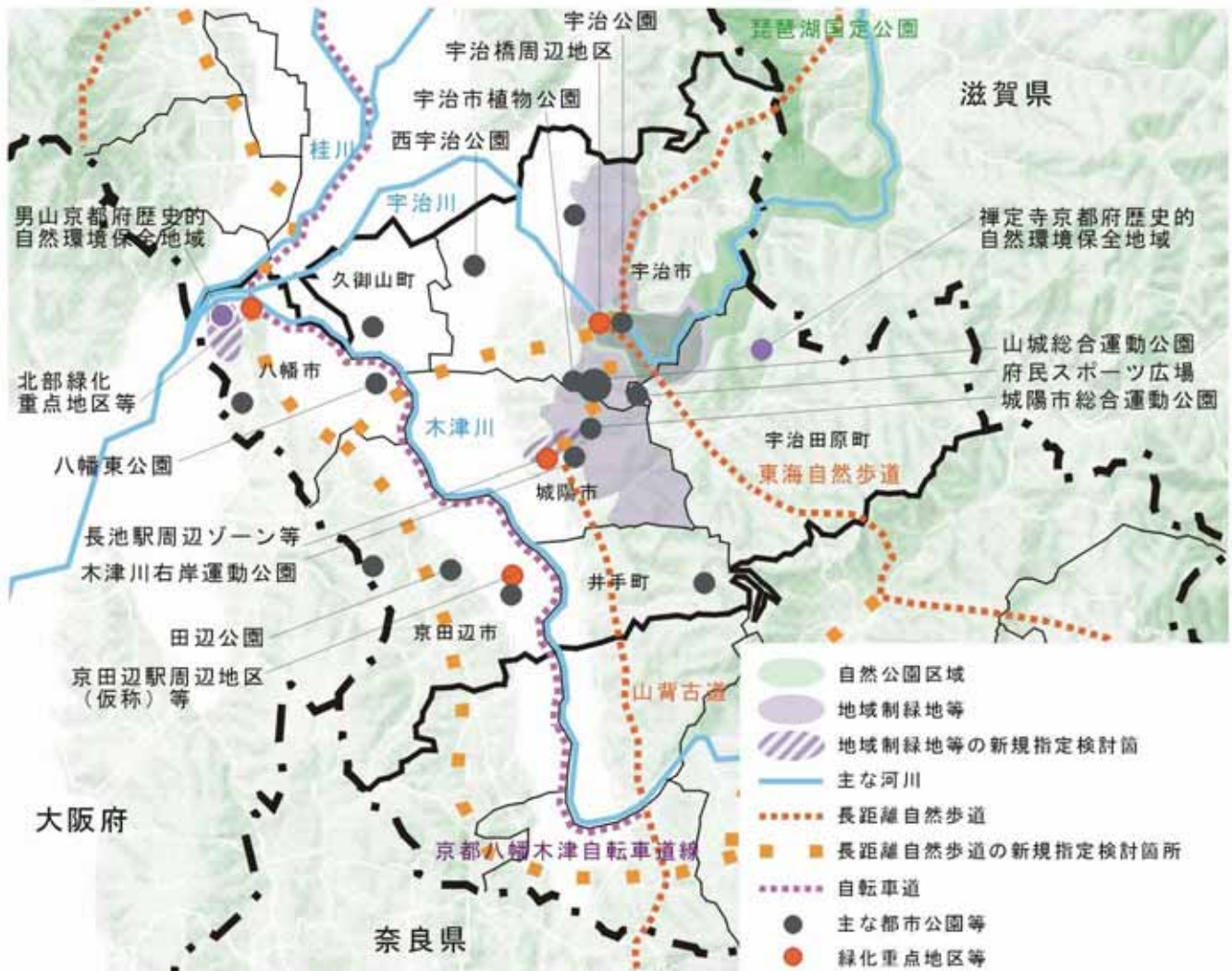
④ つなぐ

- 市街地内の河川や道路の活用により、身近な緑のネットワーク形成を推進します。
- ネットワーク化による地域の自然資源や歴史文化資源の保全と活用を促進します。
- 市街地周辺のみどりの保全やみどりの拠点となる公園等の整備に加え、道路等の緑化、河川環境の整備やため池等水辺空間の整備により、水とみどりによる身近なネットワーク形成を促進します。
- 東海自然歩道、京都八幡木津自転車道線を中心とした自然資源や歴史文化資源のネットワーク化を図るほか、淀川舟運（水上交通）の復活に向けた検討を進めます。また、古くから親しまれている峠等を活用した利用拠点の整備を促進します。

6-5 山城中部地域

山城中部地域は、宇治川、木津川等の河川や市街地周辺の里山や茶畑、宇治川上流部の森林等の豊かな自然環境に恵まれ、平等院や宇治上神社、禪定寺、石清水八幡宮、一休寺等、貴重な歴史資源が各地に点在する地域です。また、第二名神高速道路等の広域幹線道路の整備や関西文化学術研究都市の建設に伴い、大きく土地利用が変わりつつある地域です。

今後も、「新都市のみどりあふれる環境の形成と郷土景観の保全」をテーマに、次のような施策を進めていきます。



① つくる

- ◆ 運動利用に対応した公園が木津川右岸を中心に整備されていますが、量的には不足した状態にあります。また、身近な公園が質・量ともに不足しています。
- ◆ 今後は、整備中の公園の拡充整備や既設公園の適切な再整備を進めるとともに、防災拠点ともなる身近な緑の創出を促進します。

- 新旧市街地の調和のとれたまちづくりを推進するとともに、各種の市街地開発事業との連携や生産緑地地区の有効利用等により、身近な防災拠点ともなる住区基幹公園の整備を促進します。
- 八幡東公園、防賀川緑地等、地域内のみどりの拠点となる公園の整備を促進します。また、山城総合運動公園等の既設公園についても、バリアフリー化など時代のニーズに合ったリニューアルを図ります。
- 宇治市から城陽市に至る東部丘陵では、山城総合運動公園、宇治市植物公園、城陽市総合運動公園等の既存施設と、整備計画中の木津川右岸運動公園との相互の連携と機能分担により、広域的なスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を図ります。特に、山城総合運動公園、木津川右岸運動公園については、京都府地域防災計画と整合を図りながら、広域的な防災機能の整備・拡充を検討します。
- 国営公園（淀川河川公園）として整備が進められている宇治川、木津川、桂川の三川合流部について、今後もその整備を促進します。また、上流域についても、多様な自然環境と歴史・文化的な資質を活かし、都市の貴重なオープンスペース及び水とみどりのネットワークの骨格として、沿川における河川整備や地域づくりと連携した利用と保全を検討します。
- 防賀川、大谷川、玉川等の河川や大正池等のため池等、水辺の自然環境を保全するとともに、自然と親しめる親水空間の創出を図ります。

② まもる

- ◆ 宇治市周辺では、琵琶湖国定公園、風致地区が指定されています。
- ◆ 今後は、世界遺産周辺の緑や地域の歴史・風土景観、地域に残された身近な緑の保全を促進します。

- 地域内には、世界遺産に登録された平等院や宇治上神社（宇治市）をはじめ、男山及び禅定寺歴史的自然環境保全地域（八幡市及び宇治田原町）、水度神社（城陽市）、一休寺（京田辺市）等多くの歴史的資源が点在し、周辺の自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を進めます。
- 鴻ノ巣山（城陽市）、男山（八幡市）をはじめ、市街地の背景となる樹林地や都市のランドマークとなる樹林地等について、積極的な保全を検討します。
- 木津川両岸の山麓部等、広域的にも重要な緑地について、風致地区等の新たな制度の活用等による保全を検討します。
- 特に、地域の生活に密接に結びつき、優れた郷土景観を形成する関西文化学術研究都市周辺の里山について、その保全を図るとともに、身近に自然に親しめる場としての活用を検討します。
- 琵琶湖国定公園においては、自然景観の保全と自然と親しめる拠点の整備を検討します。

③ ふやす

- ◆ 都市の「顔」となる中心市街地における緑豊かなまちづくりを推進します。
- ◆ 都市公園をはじめ、公共公益施設や民有地等における積極的な都市緑化を推進し、身近な緑の拡充を図ります。

- 宇治橋周辺地区、京田辺駅周辺地区（仮称）等の都市の「顔」となる地区について、都市公園の整備や公共公益施設・民有地等の緑化によるみどり豊かなまちづくりを計画的に進めます。
- 三山木駅周辺等、今後市街地整備が進む地区においては、土地区画整理事業等との連携により、公園等の適切な配置を進めるとともに、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境の整備を促進します。
- 城陽市東部丘陵の大規模な山砂利採取地においては、跡地の修復が進められており、城陽市の東部丘陵地利用計画に基づき、良好な景観と自然環境の修復を促進します。

④ つなぐ

- ◆ 市街地内の河川や水路、道路の活用等により、身近な緑のネットワーク形成を推進します。
- ◆ ネットワーク化による地域の自然資源や歴史文化資源の保全と活用を推進します。

- 市街地周辺のみどりの保全やみどりの拠点となる公園等の整備に加え、道路等の緑化、河川環境の整備、ため池等水辺空間の整備により、水とみどりによる身近なネットワーク形成を促進します。
- 地域に点在する自然資源や歴史文化資源の保全と活用を進めるとともに、これらの連携を図るため、東海自然歩道、山背古道、京都八幡木津自転車道線を中心とした資源のネットワーク化を図ります。また、古くから親しまれている峠等を活用した利用拠点の整備を図ります。

6-6 相楽地域

相楽地域は、木津川上流部や、鷲峰山、笠置山等の豊かな自然環境に恵まれ、恭仁宮跡、岩船寺、浄瑠璃寺、金胎寺等の歴史資源が点在する地域です。また、関西文化学術研究都市の建設により、これらの資源を活用した都市近郊のレクリエーションエリアとして期待される地域です。

今後も、「新都市のみどりあふれる環境の形成と、豊かな水辺とみどりを活用した自然レクリエーションゾーンの形成」をテーマに、次のような水とみどりの施策を進めていきます。



① つくる

- ◆ 市街地整備の進捗等により、身近な公園の整備は進んでいますが、総合公園・運動公園等の整備が遅れています。
- ◆ 今後は、地域における機能連携等により、広域的な運動機能や防災機能の配置を検討します。
- ◆ 都市の「顔」となり、地域内のみどりの拠点ともなる都市基幹公園の整備を促進します。
- ◆ 関西文化学術研究都市等、市街地整備が予定される地域における面的な水と緑の整備に加え、既成市街地においても市街地の再整備等との連携による身近な公園と水辺の整備を進め、新旧市街地の調和のとれたまちづくりを促進します。
- ◆ 都市計画区域において体系的な公園整備を促進するとともに、都市計画区域外の地域においても、集落周辺の身近な公園や、みどりの拠点となるカントリーパーク等の整備を促進します。
- ◆ 萩の谷川、布目川等の河川やため池等、水辺の自然環境を保全するとともに、自然と親しめる親水空間の創出を図ります。

② まもる

- ◆ 府立笠置山自然公園をはじめ、木津川沿川の豊かな自然景観を有する地域です。また、恭仁宮や平城京の歴史遺産にも恵まれた地域です。
- ◆ これらの自然環境と歴史遺産が一体となった緑や景観の保全を推進します。
- ◆ 府立笠置山自然公園～夢絃峡周辺、鷲峰山～童仙房周辺の豊かな自然環境と歴史的景観を保全するとともに、周辺の自然公園の指定状況も踏まえ、これらと一体となった大都市近郊型の自然レクリエーション空間の形成を検討します。
- ◆ 地域内には、当尾及び鷲峰山歴史的な自然環境保全地域（加茂町及び和束町）、蟹満寺、高麗寺跡（山城町）、恭仁宮跡（加茂町）、笠置寺（笠置町）、六所神社（南山城村）等の歴史遺産が点在し、周辺の自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を進めます。特に、当尾地区（加茂町）については、風致地区等による保全を検討します。
- ◆ 地域の生活に密接に結びつき、優れた郷土景観を形成する地域の里山等について、その保全に十分留意するとともに、身近に自然に親しめる場としての活用を検討します。また、貴重な森林等について保全を検討します。

③ ふやす

- ◆ 関西文化学術研究都市をはじめとする新都市にふさわしい都市の緑の形成を図ります。
- ◆ 都市の「顔」となる中心市街地における緑豊かなまちづくりを推進します。
- ◆ 学研木津南地区、祝園駅周辺地区、加茂駅周辺地区等の緑化を重点的に図るべき地区を選定し、都市公園の整備や公共公益施設、民有地の緑化等、みどり豊かなまちづくりを計画的に進めます。
- ◆ 工業団地や大規模な住宅開発等、今後市街地整備が進む地区においては、土地区画整理事業等との連携により、公園等の適切な配置を進めるとともに、公共公益施設の先導的な緑化や地区計画の策定、緑地協定の締結等により、うるおいのある住環境の整備を促進します。

④ つなぐ

- ◆ 木津川を軸に、兩岸の里山や歴史文化資源を活かしたネットワークの形成を推進します。
- ◆ 地域の自然資源や歴史文化資源の保全と活用を推進します。
- ◆ 地域に点在する自然資源や歴史文化資源の保全と活用を進めるとともに、これらの連携を図るため、東海自然歩道、山背古道、京都八幡木津自転車道線を中心とした資源のネットワーク化と古くから親しまれている峠等を活用した利用拠点の整備を図ります。
- ◆ みどりの保全やみどりの拠点となる公園等の整備に加え、道路等の緑化、河川環境の整備やため池等水辺空間の整備により、水とみどりのネットワーク形成を促進します。

参考資料

1)府民からいただいた意見・提案について

- 京都府広域緑地計画の計画づくりに当たっては、従来にも増して、パートナーシップによる計画づくりが重要であるとの観点から、幅広い方々の意見や御提案をお聞きするため、意見募集を行いました。

意見募集（平成13年2月～3月）

- 京都府広域緑地計画の概要（案）の配布やインターネット等を通じて府民の意見を募集しました。

意見回答者数 17通

<内訳> 性別：男性8人、女性9人

年齢：16歳～65歳

住所：京都市6人、亀岡市3人、その他8人

主な意見・提案

(1)都市公園や水辺の整備等に対する意見・提案

- ・自然を活かし、子供の環境教育を実践できるような公園がほしい。
- ・もっと都心部に公園を整備すべきである。
- ・大学生や伝統職人等、京都のポテンシャルを活かして公園を整備すべきである。
- ・公園の計画・整備・管理段階で住民参加を積極的に取り入れるべきである。

(2)自然環境・自然景観の保全等に対する意見・提案

- ・山の稜線が眺められる京都情緒豊かな緑を大切にまもってほしい。
- ・都市内の私有地のみどりの喪失を防ぐ対策をとってほしい。
- ・公園・農林・環境部局等が横断的、一体的に郷土景観の保全に取り組むべきである。

(3)都市緑化等に対する意見・提案

- ・気象の緩和や大気浄化等、地球環境対策として、もっと緑化施策に投資すべきである。
- ・公共施設の緑化を望む。
- ・京都の自然や文化を活かした緑化や緑地回復を提案する。

(4)自然歩道等に対する意見・提案

- ・心身がリフレッシュできる自然歩道を近くに整備してほしい。
- ・自然環境を市民が体験・活用できるよう、遊歩道を整備してほしい。

主な府民意見・提案を踏まえた計画等

参考資料

(1) 「つくる」(都市公園や水辺の整備)について

意見・提案の内容	対応する計画項目	具体的な内容	掲載頁
自然を活かした公園づくりを	まちに水とみどりの核をつくります	都市内の河川やため池等の水辺の自然環境の保全を図りつつ、自然と親しめる空間としての整備を進めます。	16-17
日常の健康づくりに役立つ公園を	まちに水とみどりの核をつくります	各年齢層が手軽に楽しめる健康運動、スポーツレクリエーション等の拠点となる運動公園や総合公園の整備を進めます	16-17
人の交流の場としての公園を	府民のニーズにあった公園整備を進めます	うるおいのある日々の生活や地域のコミュニティの場として、歩いていける身近な公園の整備を進めます。	16-17
地方部にこそ公園が必要	まちに水とみどりの核をつくります	都市計画区域外の市町村における生活環境の向上や都市との交流による活性化等、魅力ある地域づくりに資するカントリーパークの整備を推進します。	16-17
環境教育が実践できる公園整備を	府民ニーズにあった公園整備を進めます	生涯学習や総合学習の場として、自然とのふれあいやアウトドア・自然体験学習に対応した公園の整備を進めます。	16-17
子供にやさしい公園づくりを	公園の質の向上を図ります	子供から高齢者や生涯のある方まで、誰もが使いやすいスロープやエレベーターなど、利用者の安全性や利便性の向上に繋がる施設の更新や再整備を図ります。	16-17
公園の整備や管理を住民参加で	府民ニーズにあった公園整備を進めます	公園づくりや運営等において、住民参加のできる公園の整備を進めます。これにより、住民に一層親しまれる公園整備を促進します。	16-17

(2) 「まもる」(自然環境、自然景観の保全)について

意見・提案の内容	対応する計画項目	具体的な内容	掲載頁
郷土景観の保全を	市街地の水とみどりをまもります	風致地区の指定等により、都市周辺の京都らしい風景、地域の個性を醸し出す風景を形成する水辺や緑を保全します。	20-21
民有地の緑の喪失を防ぐ方を	風致地区や緑地保全地区の指定促進を図ります	都市内の緑は何もしなければ少しずつ失われていく状況にあります。市町村との協力により風致地区や緑地保全地区の指定を促進します。	20-21
山稜線を眺められる京都情緒豊かなみどりを大切に	自然公園の新規指定を進めます	貴重な自然や景観を保全するとともに、その計画的な利用を進めていくために、自然公園の新規指定及び拡大を図ります。	20-21

(3) 「ふやす」(都市緑化)について

意見・提案の内容	対応する計画項目	具体的な内容	掲載頁
緑地の回復を	良好な景観と自然環境を回復するみどりを増やします	砂利採取跡地や残土処分地等、自然環境やうるおいのある景観が失われた箇所においても、自然回復のための緑化や自然環境の修復に努めていきます。	26-27
公共施設の緑化を	公共公益施設の緑化の推進を図ります	「緑の基本計画」に基づく「緑化の推進を重点的に図るべき地区」指定を進め、公共施設の緑化を図っていきます。	26-27

(4) 「つなぐ」(水とみどりのネットワーク形成)について

意見・提案の内容	対応する計画項目	具体的な内容	掲載頁
貴重な自然環境を体験・活用できる遊歩道整備を	自然歩道の整備により広域的なネットワークを形成します	自然、公園、樹林地、農地等のみどりを公園の整備、地域性緑地の指定、河川、自然歩道等によって機能的、有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。	30-31
身近なところに自然歩道を	自然歩道の整備により広域的なネットワークを形成します	既存ルートを有効に活用し、今後10年間で自然歩道の1,000kmネットワークの形成を図ります。	30-31

参考資料

2) 公園と緑に関するアンケート（平成10年3月）

- 京都府では、水とみどりの整備を推進するにあたり、府民のみどりに関する意見、意識を調査し、今後の緑づくりに反映するため、府内の市町村が実施した緑化啓発イベントにおいて「公園と緑に関するアンケート調査」を行いました。

近所で緑が豊かな所	
森や山	22%
神社や寺	18%
田や畑	15%
公園	14%

公園や緑に望むこと	
自然とふれあう	23%
子どもの遊び場	17%
スポーツができる	15%
森林の保全	10%
里山など	9%
水遊びの場	9%
災害時避難地	7%

近所で増やしたい緑	
街路樹	20%
住宅地内	20%
公園	19%
駅や学校	16%

望まれる緑化活動	
苗木等の配布	28%
緑化教室の開催	15%
公共用地の提供	14%
公園整備に参加	11%
緑化相談所	10%

暮らしと緑の関係	
庭やベランダ	33%
部屋に花やみどり	28%
生垣づくり	12%
緑化募金	12%

< 住民参加への意識 >

- 緑に関する活動に参加するための支援策や制度を望む回答が多い。
- 都市緑化に関する意識は非常に高く、ボランティア活動に参加したい意向が強い。
- 緑の普及活動への参加については60%以上の人が「誘いが有れば参加したい」

参考資料

3) 都市公園の分類

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2.0haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市	林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然環境を形成することを目的として配置する。	
広場	公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
特殊	公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
国営	公園	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝	緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市	緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）	
緑	地	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	



京都府広域緑地計画

作成：京都府土木建築部公園緑地課

tel：075-414-5272 fax：075-451-1991

E-mail：koen@mail.pref.kyoto.jp

京都市上京区下立売通新町西入

平成13年4月